

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会

1 「とっとり方式認知症予防プログラム」普及促進事業について

| 要望内容 |
|---|
| 「とっとり方式認知症予防プログラム」普及促進事業の継続実施をお願いします。 |
| (説明) 本会では、令和3年度より県から本会が委託を受け「『とっとり方式認知症予防プログラム』普及促進事業」を実施しています。 |
| この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による高齢者の閉じこもりやフレイル予防、脳の活性化、次世代育成支援、地域のつながり再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、生涯現役社会の実現にもつながる極めて重要な活動であります。 |
| 無理なく楽しく生活に取り入れて習慣化出来るフレイル予防、認知症予防の普及、高齢者の社会参加、コミュニケーションの活発化のため、前向きな取り組みを継続的に行っていただくようお願いします。 |
| 現状と県の取組状況・対応方針 [担当課：長寿社会課] |
| 令和3年度より、貴会と連携してプログラムを活用した認知症予防教室の立上げ支援、教室を運営できるリーダーの育成などを進めており、また、コロナ禍において急速に発達したデジタル社会から高齢者が取り残されない社会参加スキルの支援としてZOOMやスマホの研修会を開催してきました。 |
| 今後も「とっとり方式認知症予防プログラム」を活用した認知症予防や高齢者の社会参加を促進し、同プログラムに取り組む団体を支援していきます。 |

2 県老人クラブ連合会に対する補助金について【重点要望】

| 要望内容 |
|--|
| ①人件費補助率の引き上げをお願いします。 |
| ②令和8年度全国老人クラブ大会開催のため財政支援をお願いします。 |
| (説明) ①鳥取県老人クラブ連合会では、会員減少に歯止めをかけ、多くの仲間と活動の充実を図るために会員増強運動を実施してきましたが、会員減少は進んでおり、会費減少による財源確保が厳しい状況が続いています。会員増強の取組みとあわせ、経費削減、会費の見直し等も行っていますが、物価高騰の影響も大きく、毎年の基金取り崩し額も増加しています。会設立以来、県社協に事務委託し会運営全般にわたり支援をもらっていますが、人件費相当分の費用負担が十分にできていない状況です。地域において重要な役割を担う老人クラブの活動が継続できるよう、人件費に係る現行の補助率 3／4から4／4への引き上げなどより一層のご支援をお願いします。 ②令和8年度に鳥取県で開催される全国老人クラブ大会に向け、実行委員会を設立し準備を進めています。県外の方々に鳥取の魅力を知りたいとともに、地域における老人クラブ活動の推進、高齢者福祉の向上に資する大会とするため、大会運営費用のご支援をお願いします。 |
| 現状と県の取組状況・対応方針 [担当課：長寿社会課] |
| ①県老人クラブ連合会は、市町村老人クラブ連合会のサポート、県域での健康づくり、地域支え合い活動などに尽力されており、活動がより一層促進されるよう補助率の見直しなど支援の拡充について検討していきたいと考えています。 |
| ②令和8年11月に本県で開催予定の第55回全国老人クラブ大会は、全国の老人クラブ関係者が一堂に会し、それぞれの地域の実情に合わせた共生社会の実現への取り組みを共有し、もって高齢者福祉の向上を期するもので、大変有意義なものと認識しており、県としても後援、財政的支援など、鳥取県老人クラブ連合会と密に連絡を取りながら必要な支援を行っていきたいと考えています。 |

3 市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブに対する補助について

| 要望内容 |
|---|
| <p>事業の継続・充実に必要な予算確保と引き続き弾力的な運用をお願いします</p> <p>(説明) 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者を主体とする健康保持と相互の生活支援において、その活動や役割が今後、益々期待されています。本県における老人クラブは現在、544クラブ・22,052人を擁し、高齢者が自主的に仲間づくりを進め、小地域ごとに全国の老人クラブ三大運動である、「健康」「友愛」「奉仕」活動の推進を目標に、各地域において、訪問・声かけ活動、仲間づくり、清掃活動等互いに支え合い、社会参加や地域の高齢者の介護予防など、健康づくり活動に取り組んでいます。</p> <p>老人クラブの活動は、高齢者の閉じこもりやフレイル予防、次世代育成支援、地域のつながり再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、生涯現役社会の実現にもつながる、極めて重要な活動であります。いつまでも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域に根ざした支え合い活動を企画運営するためにも活動費の確保が必要です。</p> <p>現在、単位クラブに対する補助金の基準（30人）に満たないクラブについても柔軟に対応いただいておりますが、引き続きご配慮いただくとともに、県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する補助金確保につきましても引き続きお願いします。</p> |
| <p>現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：長寿社会課〕</p> <p>当補助金制度における単位老人クラブの規模の基準は、「老人クラブ等事業運営要綱（厚生労働省老健局長通知）」によって、「おおむね30人以上」とされていますが、地理的条件など特別な事情がある場合は基準が緩和されていることに基づき、各市町村の方で判断されているところです。県としては、引き続き弾力的に運用していきたいと考えています。</p> <p>また、県老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会は、圏域・市町村域での老人クラブ活動のサポートや健康づくり、地域支え合い活動などに尽力されており、県としては活動がより一層促進されるよう補助を継続していきたいと考えています。</p> |